

高知県医療勤務環境改善支援センター ニュースレター

令和8年7月発行 第96号

2026年以降の人事労務に関する法改正について

2026年度は第94、95号でお知らせしたハラスメント対策に加えて、改正された人事労務関連法の施行も目白押しです。対応すべき項目は社会保険料の新たな徴収制度、女性や障害者雇用など多岐にわたり、2027年度にも引き続き対応が求められます。今号ではそのラインナップをまとめてお知らせします。人事労務関連について、対応に抜かりがないかご確認をお願いします。

★今はもうどの施設も・・・

施行日	法令名	概要
2026年 4月	子ども・子育て支援法	- 子育て支援費用の財源を捻出する目的で、健康保険料に上乗せする形で、すべての医療保険加入者から「子ども・子育て支援金」を徴収することになりました 2026年から健康保険料とあわせて徴収開始（既存の、企業が全額負担する子ども・子育て拠出金と違って、負担割合が労使折半で、給与天引きです）され、4月分（5月納付、5月支給給与）から天引きスタートとなります ※給与計算システムの変更、給与明細への表示、職員への周知・説明はお済みですね？
	女性活躍推進法	- 従業員101人以上の企業は「男女間賃金差異」と「女性管理職比率」を公表することが義務付けられました。他に社内制度や女性の健康支援に関する取組みを1項目（従業員101人以上）、あるいは2項目（同301人以上）公表することも求められます ※客観的なデータ開示が、求人者への職場の魅力を高めることとなります
	厚生年金保険法	- 高齢期に働いていると厚生年金が支給停止となる基準額（賃金＋年金）が、月額51万円から65万円に改定されました ※収入が増えても年金が減額されにくく、シニア層が意欲的に働き続けられます
2026年 7月	障害者の雇用の促進等に関する法	- 障害者法定雇用率が2.5%から2.7%へ引き上げられ、雇用義務対象の規模が「従業員40.0人以上」から「37.5人以上」に拡大されます ※算定方法の柔軟化や支援策も順次施行されています ※法定雇用率未達成の場合は、障害者雇用納付金の徴収や行政指導、「企業名公表」などの行政上の措置が想定されます
2026年 10月	労働施策総合推進法等	「カスタマーハラスメント」「求職者等へのセクシュアルハラスメント」の防止措置の義務化です ※ニュースレター95号を参照してください

★どうせなら一緒に準備したい

2027年 10月	厚生年金保険法等	社会保険の「企業規模要件」が、2027年10月1日に36人以上の企業に勤務する短時間労働者へ適用開始されるのを皮切りに、10年かけて段階的に縮小・撤廃されます
2028年 4月	労働安全衛生法	- ストレスチェックの企業規模要件が撤廃され、50人未満の事業場にも義務化されます ※ストレスチェックの対象者は常時使用する労働者（一般健診の対象者と同じ）です - 小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアル https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001678866.pdf
2028年 10月	雇用保険法	現行の雇用保険適用基準（加入要件）である1週間の所定労働時間「20時間以上」が「10時間以上」に引き下げられます

社会保険労務士や医業経営コンサルタントからのアドバイスも無料で受けられます！

高知県医療勤務環境改善支援センター

（事業受託者：一般社団法人 高知医療再生機構）

TEL 088-822-9910

平日8:30 ~ 17:15まで

ホームページ <https://www.kochi-mrr.or.jp/kinmukankyokaizen>

E-mail kinmukankyokaizen@kochi-mrr.or.jp

